解散公告

当社は、平成二十一年十二月九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示五一番地一

有限会社中富薬局

清算人　板東　瑤子

解散公告

当社は、平成二十一年十二月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

高知市南はりまや町二丁目一五番五号

桜井不動産株式会社

代表清算人　竹内　孝久

解散公告

当社は、平成二十一年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

沖縄県名護市字屋部一七一六番地の一

合名会社名護スポーツランド

清算人　仲宗根　勉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の臨時総会において解散の決議を行い、同年十二月二十五日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

東京都日野市多摩平二丁目一二―四大増ハイツ一〇二号

社団法人東京都地域産業振興協会

代表清算人　駒板　俊樹

解散公告（第一回）

当法人は、昭和二十七年十月三日宗教法人法附則第十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

富山県射水市海老江練合六〇六番地

宗教法人大玄精舎

清算人　長谷田明麿

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年十二月八日付石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

石川県金沢市青草町八八番地

武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発組合

代表清算人　小畑　四郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年十二月十一日、長野県知事の許可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

長野県東筑摩郡波田町四四一七番地

波田町土地開発公社

代表清算人　原田　憲一

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年十一月十九日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇番地

鳴門市土地開発公社

代表清算人　平野　悦男

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年十月二十六日北海道知事の認可により同年同月二十七日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

北海道日高郡新ひだか町静内御幸町三丁目二番五〇号

新ひだか町土地開発公社

清算人　富田　泰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

大阪市平野区瓜破一丁目四番五号

特定非営利活動法人アン

代表清算人　池田　和彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年七月二十五日開催の理事会の決議により平成二十一年十一月二十五日福岡県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

北九州市小倉北区砂津二丁目六番二五号

学校法人第一学園

清算人　久保田芳子

解散公告（第三回）

当組合は平成二十一年十一月三十日に東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

東京都西多摩郡日の出町大字平井七一五番地

三吉野桜木土地区画整理組合

代表清算人　上野　正男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年四月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

横浜市中区花咲町三―九五―三朝日シティパリオ四〇八号室

特定非営利活動法人横浜オペールの会

清算人　三浦　弘道

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年九月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

岡山県瀬戸内市長船町飯井一七七六番地一

清算法人飯井荒池土地改良区

代表清算人　嶋村　寛

解散公告（第三回）

当財団法人鬼丸会館は、平成二十一年五月十日開催の定期総会の決議により解散したので、当財団法人鬼丸会館に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

佐賀県佐賀市鬼丸町一四―一八

財団法人鬼丸会館

代表清算人　大島　忠彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

大分県別府市楠町一四番三〇号

医療法人恵寿会

清算人　小代　満之